

《論文》

現代日本における「専門職」の意味

鷓 沢 由美子

1. 問題意識の所在と本論文の目的

筆者は、専門職研究に携わる中で、長らく究明したい課題があった。それこそが、本論文で取り組む、現代日本において「専門職」とは一般的に人々にどのようなものと捉えられているのか、ということ进行を明らかにすることである。

「百花繚乱」(竹内 1971: 50) であるともされる社会学における専門職 (profession) の定義の議論については2章でふれるが、日本における専門職の議論は、たとえば、弁護士といえは日本の弁護士もアメリカの弁護士と同じであるかのように議論されてきた。日本における「専門職」への認識は、英米や大陸ヨーロッパのそれとそもそも同じなのだろうか。

日本の専門職に関しては次のような指摘がある。石村は、日本において弁護士の研究を行った R.Rabinowitz が日本の弁護士業務の不振の素因として専門性の欠如を挙げたことを示した。そして、アメリカでは「確立した専門職」として見なされている医師や弁護士をはじめとする専門職が、日本においては明治維新以降、政府の強いイニシアチブのもとに導入されてきた職種であり、以後官僚機構の強い影響のもと展開しており、形式面は輸入できても精神面は表面的にしか導入されていないことを指摘している (石村 1969: 221-228)。

また、次章でふれる専門職論における権力論的アプローチの中心的論者である Freidson

([1986]1988) は、専門職を定義する議論を振り返って、問題は、「専門職」を純粋な概念であるように扱おうとした点にあり、アングロ・アメリカンな制度に強烈に影響を受けた産業国家に特有の根を持つ変化しうる概念であると捉える必要がある、と述べる。そして、本来「専門職」とは歴史的、国内的、民俗的用語であり、分析する専門職が存する社会で把握されている専門職が専門職である、として自らはアメリカの国勢調査における専門職の把握から始めている。公式の概念を用いないことには、ただ個人の印象を恣意的に用いることになるからである。さらに、Freidsonは、国勢調査における専門職の中から高等教育と公式の知識にさらされていることが専門職の中心的な要件であると、高等教育を基礎とした資格を有する必要のない職業を除外した。

上記のように、高等教育が「専門職」のメルクマールであるアメリカに比し、日本においては、「確立した専門職」とされる医師の教育は大学院ではなく6年間の学部教育であり、法曹に至っては2004年に法科大学院ができるまで特別な教育を資格取得の要件としてこなかった。アメリカのプロフェッショナルスクールに依り、2003年から専門職大学院制度が始まったが、法科大学院をはじめ、定員割れを起こすなど課題も多い¹。Freidsonの言葉を借り、「専門職と

1 文部科学省が行った「専門職大学院の実態調査」では、平成18年度から全体の定員充足率は

は歴史的、国内的、民俗的用語であり、分析する専門職が存する社会で把握されている専門職が専門職である」と考えるならば、現代日本では、どのような要件を持って「専門職」を認識し、どのような職業が専門職であるにとらえられているのか、大学院以上の高等教育はどの程度必要とみなされているのだろうかということを、把握する必要があると考える。このような課題について、調査し検討するのが本論文の課題である。

2. 専門職の定義に関する議論

専門職の定義に関する議論は、社会学では古くから続くものの一つである。専門職をめぐる研究は、大きく三つに分類できると考えられる（鶴沢 2012）。ここで簡単に述べると、一つ目は、専門性や自律性などの専門職の特性をめぐる議論をふまえ、その特性の獲得程度に従って、現実の諸職業の専門職化の程度を推し量る研究である。特性論的アプローチと総称される。二つ目は、この特性論的アプローチを批判する潮流である。その中心は、1970年代に登場した権力論的アプローチである。1980年代後半から1990年代に入り、専門職研究の中に新たな流れが生じてきた。専門職の規範的な価値システムとしての側面を再評価する動きであり、専門職を多面的に把握する第三のアプローチと見なすことができる。これまで見られた英米中心の画一的専門職モデルへの批判から、歴史的、文化的に多様な種々の社会における専門職を把

握しようとする動きともいえる。

この3つのアプローチのうち、第1の特性論的アプローチが日本の社会学における議論に与えた影響は大きく、専門職の定義を示して、個別具体的な職業の専門職性を検討する研究は2000年代にも見られる²。本論文で検討する専門職のイメージの調査においては、この第1のアプローチで検討された専門職の諸特性がどのくらい人々に実際に特性であると捉えられているのかを把握するため、それらを盛り込むよう企図した。具体的には見ておこう。まず、竹内が、Millerson (1964) の仕事を補足して作成した28人の研究者の専門職概念の定義に含まれる特性のリストがある（竹内 1971:48-49）。そのリストによると、専門職概念に含まれている特性として取り上げられたのは18項目で、取り上げた人数の多い順から「組織化」20人、「理論的知識に基づく技術」19人、「教育訓練」15人、「行為の綱領」14人、「愛他的サービス」14人、「能力のテスト」11人となっている。また、専門職としての医師を研究しつづけてきた中野は、専門職の特色としてa) 専門性、b) 公共性、c) 自律性をあげている（中野 2001:9）。

看護師や教師、保育士などを準専門職として調査研究をした天野正子は、具体的に専門職の要件を挙げている。すなわち、①理論的知識（その獲得のためには長期の教育訓練が必要とされる）②厳密な資格試験（国家ないしはそれに代わる団体による厳密な資格試験にパスする）③職業集団（同業者集団としての職業集団を結成し、その組織の統一性を維持するため、一定の行動規範が形成される）④公共の利益（サービスの提供は、営利を目的とすることなく、公

1.0倍を下回り、平成21年度は0.92であることが示されている文部科学省「専門職大学院の実態調査の結果概要〔暫定版〕」（2015年12月11日最終アクセス）。法科大学院に関しては、入学定員を満たしたのは平成16年度の初年度のみで、その後ずっと1.0を切り、平成27年度は0.69であった（文部科学省「法科大学院における入学者選抜における平成27年度の状況」2015年12月11日アクセス）。

2 鳥村・合田（2002）など。また、宮田は専門職概念の曖昧さを批判したBecker（1970）を参考に修正を施した専門職の条件を設定してアメリカの看護師の検討を行っている（宮田 2002）。

共の利益を第一義的に重視して行われる) ⑤自律性(雇用者・上司・顧客等から職務上の判断措置について指揮命令を受けない職務上の自律性を持ち、また、職業集団としての成員の養成免許などについて、一定の自己規制力をもつ)の5つである(天野正子〔1982〕1984:85)。

このような専門職の特性の獲得程度に従い、Roosは以下のように、アメリカの具体的な職業の専門職化の状況について述べる(Roos 2002:2259-2260)。伝統的な確立した専門職(old established profession)としては、医師、法律家、聖職者、そして大学教授などが挙げられ、仕事上の高い専門性、自律性を有し、さらに高い収入と人々から尊敬を受けるステータスを勝ち得ているとする。いまだその専門職化が不十分とされるのは境界専門職(marginal profession)(薬剤師や整体師)や準専門職(semi-profession)(看護師、教師、図書館司書、ソーシャルワーカーなど)である。これらの職業は伝統的な専門職の特徴をある程度示しているが、確立した専門職の抵抗と彼ら自身が独自の専門的知識・技術を占めていると人々に確信させられないために、専門職としての完全な地位を得られないでいる。これらの専門職は、威信が低く、伝統的な専門職より安い収入しか得られていない。さらに、彼らは官僚制的組織に集中しているため、高い地位の専門職に比べ、仕事の自律性が低いとされる。日本の個別具体的な職業の専門職化の検討も、上記の天野正子のように、このアメリカの流れに沿っているといえる。

以上のような先行研究を参考に次章で述べる調査を設計し、実施した。

3. 専門職に関する調査

「専門職」が現代の日本でどのようなイメージをもたれているのか、またどのような職業が

「専門職」とみなされているのか調査を行った。調査期間は2015年10月2日から10月5日で、全国の20歳から69歳の1086人の男女(男性542人、女性544人)を対象にインターネットリサーチにより実施した³。専門職のイメージを訊ね、63の職業から「専門職」と思う職業を選択してもらった。さらに、専門職と学歴に関する設問も設けた。また、専門職大学院や大学院と就職に関する設問も設けたが、紙幅の関係上、その分析に関しては別稿に譲る。

3-1. 調査について

まず、63の職業の中から「専門職」と思う職業をすべて選択してもらった(複数回答)。63の職業を選択肢とするには以下のような基準を設けた。職業の掲載の順番は、順番によって選択に偏りが出ないようにランダムイズ⁴を実施した。

【選択肢とする職業の選択および設問作成の基準】

- ① 日本標準職業分類(平成21年度改訂版)にのっとり、その大分類である専門的・技術的職業⁵の中の各中分類から、最低一つ職業が含まれるようにする。
- ② なるべく具体的な職業を想起しやすいよ

3 調査票を作成、調査の実施は株式会社マクロミルに依頼した。調査の詳細は『専門職および大学院についての調査報告書』としてまとめる予定である。

4 ネットリサーチの質問技術のひとつで、提示順序による回答の影響を除くため、回答者ごとに選択肢の順番や質問順を替える質問方法である(マクロミル[リサーチ用語・分析手法]「ランダムイズ」2015年12月9日アクセス)。

5 専門職として最も広く公式に捉えられているものとして、日本標準職業分類を基にした、具体的には国勢調査で数量を把握されている「専門的・技術的職業」がある。

う、上記分類の小分類名もしくはその中の具体例から職業名を選択する。

- ③ 社会学の専門職論で取り上げられることがある職業を入れる。例：医師、法曹、公認会計士、教師、看護師、保育士、図書館司書など
- ④ 専門職大学院で「専門職」として扱われて、養成されている職業名を入れる。その場合、日本標準職業分類に存在しない職業名も含むこととする。例：緑環境景観マネジメント技術者
- ⑤ 専門的・技術的職業に分類されていないが、平素「専門職」ととらえられやすい職業を入れる。例：パタンナー、美容師、パイロットなど
- ⑥ 職業名を一般になじみのある表現のものにする。例：×消防員 ○消防士、×航空機操縦士、○航空機パイロット
- ⑦ 正看護師、准看護師に関しては、日本標準職業分類の小分類では「133 看護師（准看護師を含む）」と同じ分類に扱われているが、専門職論でその違いや制度が議論されるため、あえてこの2つは別にして取り扱う。

3-2. 専門職と認知される職業について

調査の結果については図1を参照されたい。回答者が最も「専門職」であると思う比率の高い職業は医師（64.2%）であり、2番目に高かったのは弁護士（60.0%）であった。医師、弁護士は第二章でも見たようにいわゆる「確立した専門職」とみなされてきた職業である。3番目に高いのは歯科医師（58.2%）であり、薬剤師（56.6%）がそれに続いている。第5番目に多かった回答は「航空機パイロット」（56.4%）であった。第6番目の裁判官（55.8%）を僅差ながら抑え、日本標準職業分類では専門的・技

術的職業ではなく輸送・機械運転従事者に分類される職業が「専門職」として評価されていることになる。

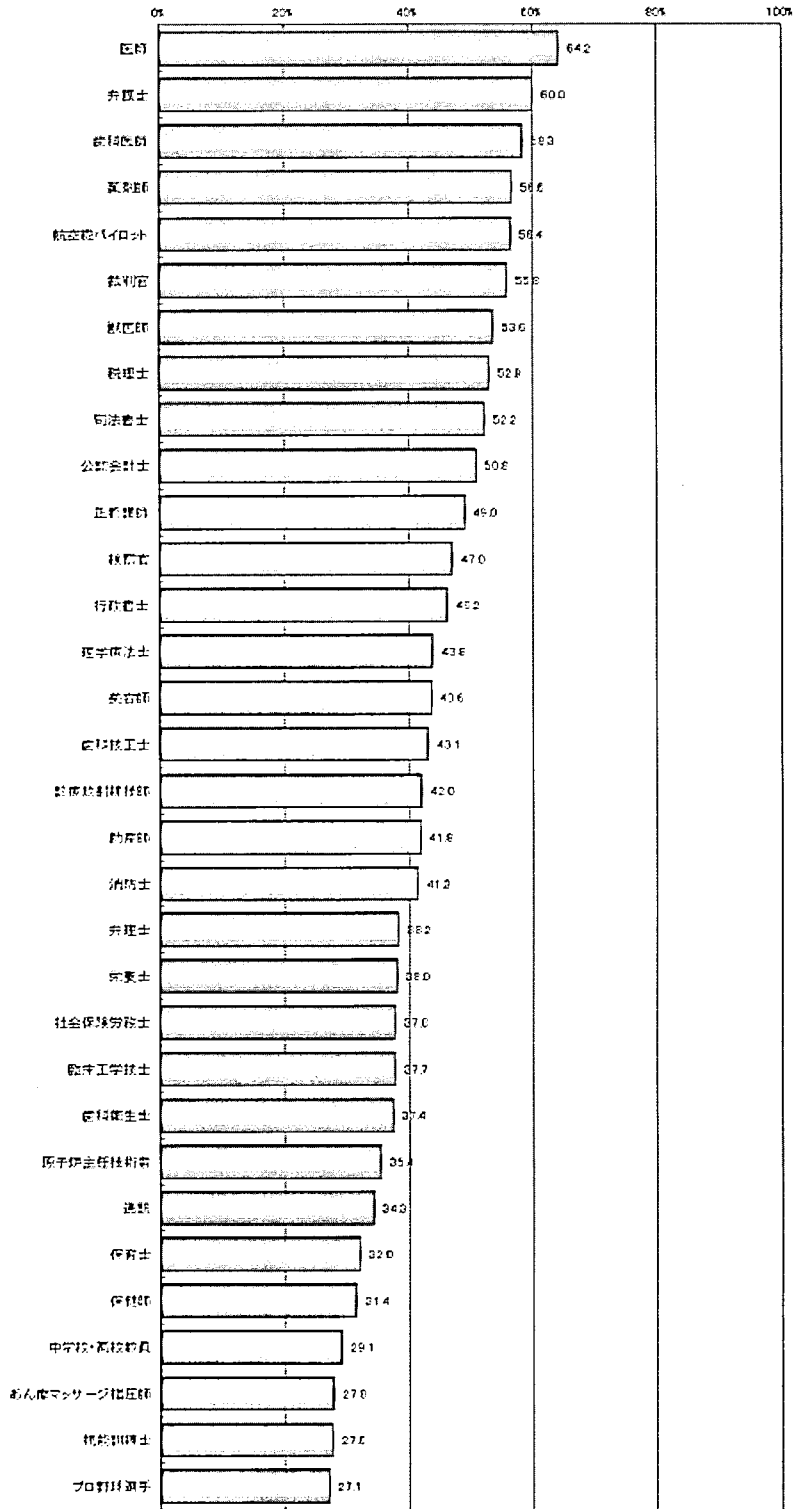
続いて、第7番目に選択されたのは獣医師であり、医師と名のつく職業は、専門職と認知される比率が高いことがわかる。8番目に上がったのは税理士（52.9%）であり、税理士より上位の資格とみなされやすい公認会計士（50.8%）は10番目で、9番目の司法書士（52.2%）よりも低くなっている。以上がベスト10である。以下、正看護師（49.0%）、検察官（47.0%）、行政書士（46.2%）、理学療法士（43.8%）、美容師（43.6%）、歯科技工士（43.1%）、診療放射線技師（42.0%）、助産師（41.8%）、消防士（41.3%）、弁理士（38.2%）となっている。

以上がベスト20であるが、いくつかのことが指摘できる。一つ目は、19位の消防士以外、国家資格を取得して就業する職業であることである。そして、身近と思われる職業が多いことである。医療関係、法律関係などで、一度は耳にしたあるいは目にしたことのある職業が多いものと思われる。次に、この中には日本標準職業分類上の大分類としての専門職（専門的・技術的職業）とされない職業が3つ入っている。それは5位の航空機パイロット⁶と15位の美容師、19位の消防士である。日本標準職業分類では、航空機パイロットすなわち航空機操縦士は輸送・機械運転従事者に、美容師はサービス職業従事者に、消防士（消防員）は保安職業従事者に分類される⁷。航空機パイロットと美容師には

6 航空機パイロットになるには一定の年齢および飛行経歴を満たして国家試験を受け、業務の範囲に応じ①自家用操縦士②事業用操縦士③定期運送用操縦士の資格を取得する必要がある。さらに、電波法に基づく無線従事者の資格を得る必要がある（国土交通省『国家試験のご案内』『パイロットになるには』2015年12月9日アクセス）。

7 美容師になるには、美容師養成施設を経て、

[01]次のうち、あなたが「専門職」と思うものをすべてお選びください。
(n=1056)



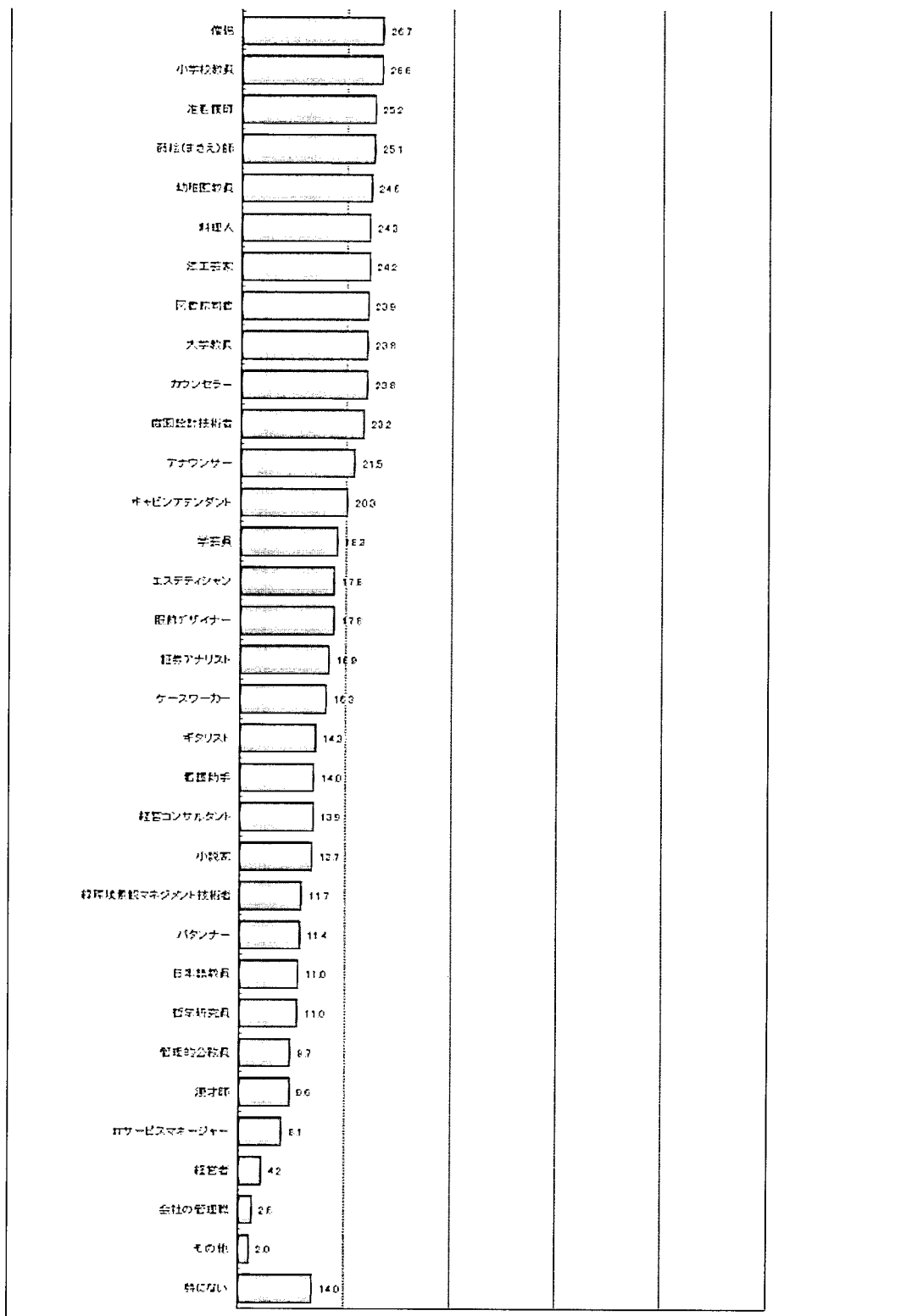


図1 専門職と思うものの選択

国家試験があり資格取得が必要であるが、消防士は各地方自治体ごとに消防吏員として採用される地方公務員である。

次に、専門職と認知されることが少ない職業をみていこう。最も少ないのが会社の管理職(2.6%)であり経営者(4.2%)である。この2つの職業に大きく関わる専門職大学院がいわゆるMBAを養成するビジネス大学院である。会社の管理職、経営者とも、専門的・技術的職業に分類される職業ではない。その次に専門職としては認知度が低かったITサービスマネージャー(8.1%)は、技術者として専門的・技術的職業に分類されるが、情報システム専攻、情報アーキテクチャ専攻等として、専門職大学院が設けられている。これら経営に関わる職業やITサービスマネージャーを含むIT技術者を養成する専門職大学院等は、定員を満たすのに苦勞している傾向がある(文部科学省「専門職大学院の実態調査の結果概要〔暫定版〕」[2015年12月11日最終アクセス])。

3-3. 「専門職」のイメージについて

次に、「専門職」に対して、人々が持つイメージについて尋ねた(複数回答)。その結果をみていこう(図2参照)。最も多かったのは、「資格がある」(61.0%)ことである。「資格がある」ことが何よりも専門職に対する目印であることとらえられていることは、2-2の結果からもよくわかる。上位20の職業のうち、19は就業するために必須の国家資格が存在する。次に多かったのは「専門的知識に基づく技術を用いる」(58.0%)である。専門職と思う職業の5番目にランクされている航空機パイロットも、輸送・機械運転従事者に分類されるが、国家試験によ

る資格が必要であり高度な専門的知識に基づく技術を用いると考えられるであろう。3番目に多かったのは「手に職がある」(53.2%)というイメージである。日本社会においては、専門職には「手に職がある」というイメージが抱かれているのではないかと筆者はかねてから考えており、職業の選択肢の中に画漆の専門職人である「蒔絵師」を入れてみた。その結果、この職業を専門職と考える比率は、25.1%であった。他方、英米中心の専門職論で「確立した専門職」としてその専門職性の獲得についてはあまり議論されたことのない「大学教員」を専門職として認知する比率は23.8%であった。蒔絵師は、日本標準職業分類では生産工程従事者に分類される。他方、大学教員は専門的・技術的職業に分類される。

また、英米や日本の専門職論において議論されてきた専門職の特性および「確立した専門職」を目指す過程、すなわち専門職化の過程で獲得していくとされた要件である「社会的地位が高い」(19.2%)、「職業団体がある」(7.3%)、「行動・倫理規範がある」(11.5%)などは相対的にあまりイメージされていない。

63の職業のうち15番目に高い比率で「専門職」として捉えられた美容師は、「資格がある」「専門的知識に基づく技術を用いる」「手に職がある」という上位3つの専門職に対するイメージに該当する典型例ではないだろうか。現代の日本社会における「専門職」は、社会学の専門職論で議論されてきたものとは、異なる側面があるものと考えられる。

3-3 専門職と学歴について

さらに、アメリカでは専門職のメルクマールとされてきた高等教育に関して、日本ではどのように考えられているのだろうか。学歴に関しては、別に設問を分けて尋ねたところ、以下の

国家試験に合格し免許を得る必要がある(厚生労働省「生活衛生対策」「理容師・美容師免許の取得まで」2015年12月9日アクセス)。

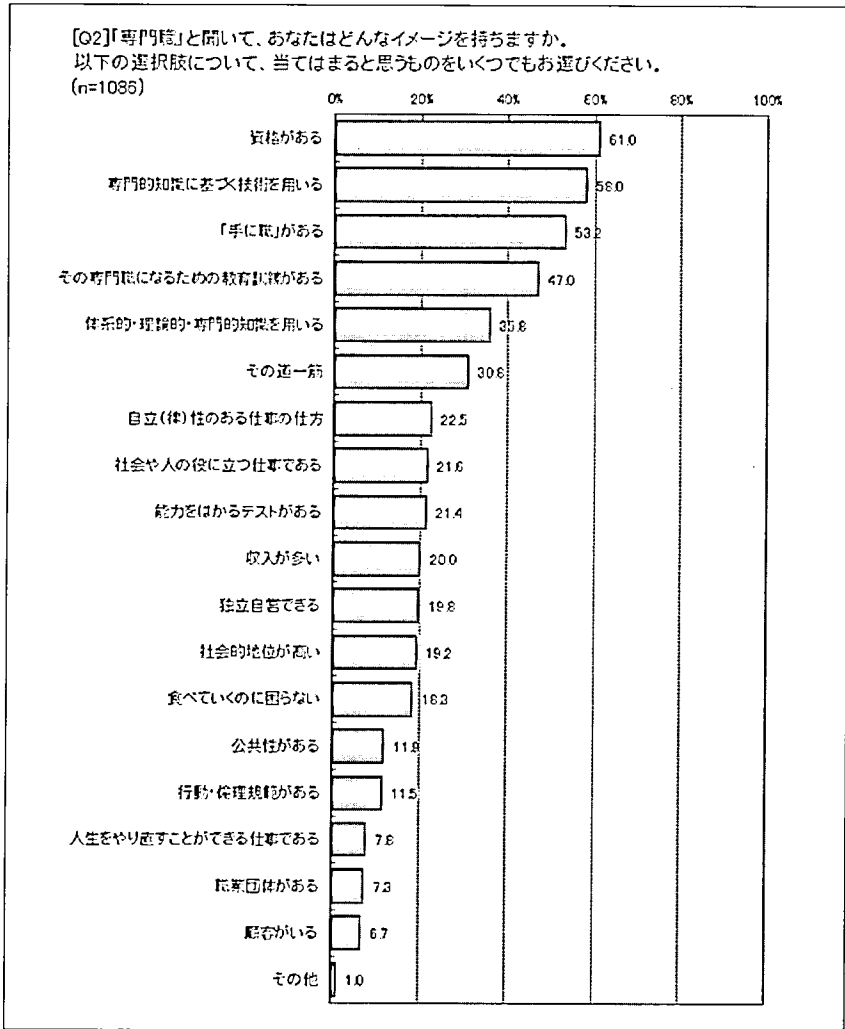


図2 専門職のイメージ

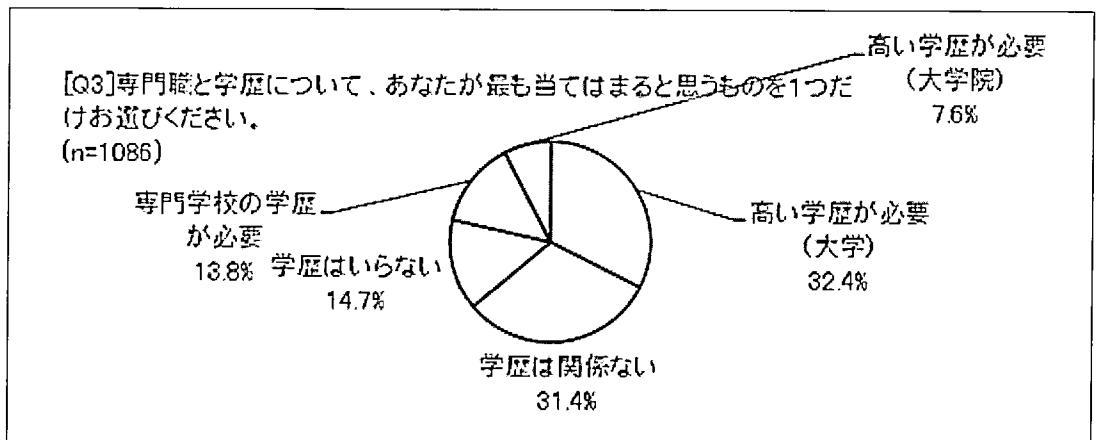


図3 専門職と学歴

順になった(単一回答)(図3参照)。すなわち、「高い学歴が必要(大学以上)」(32.4%)、「学歴は関係ない」(31.4%)、「学歴はいらない」(14.7%)、「専門学校の学歴が必要」(13.8%)、「高い学歴が必要(大学院以上)」(7.6%)である。大学以上の学歴が必要とする人が最も多いが、学歴は関係ないとする人と1%水準で有意差がなく、大学院以上の学歴が必要とする比率は最も低い。専門職大学院を研究する橋本は、様々な専門的な職業をとりこぼすことのない広義の定義づけをすることでベン＝デーヴィッドにならない(Ben=David 1977=1982:49) 専門職とは「その職への就職が高等教育機関からの卒業証書を有する者に限られている職業のすべてを指す」(橋本 2009:13-14)としている。しかし、現代の日本社会に広く認知されている「専門職」と高等教育の関係性を反映しているとは必ずしも言えないのではないだろうか。

4. 現代日本の「専門職」とは

本論で明らかになったことをここでまとめよう。本調査研究では20歳から69歳の全国の男女1,086人に専門職に関する調査を実施した。63の職業を挙げて「専門職」と思うものを選択してもらった結果、現代日本で「専門職」と捉えられている職業は、1位の医師、2位の弁護士から上位20位まで、19位の消防士(消防員)を除いてすべて国家試験の合格による資格を必要とする職業であった。

次に、「専門職」に対するイメージについては「資格がある」こと、「専門的知識に基づく技術を用いる」こと、「手に職がある」ことの3つの選択肢が5割を超える支持を得た。

この専門職のイメージと、専門職と思うものとして選択された職業とは合致していることがうかがえる。すなわち、専門職として多く選ばれた職業は、国家試験に合格し、資格を得れば、

その専門的知識に基づく技術を用いて日本全国どこでも需要さえあれば仕事を得られる職業である。

選択された職業のうち、1位の医師や2位の弁護士は専門職論において「確立した専門職」として理念型に近いとされてきており、確かに現代日本においても「専門職」として認識されているといえるが、同様に確立した専門職として議論されることの多い研究者(ここでの選択肢は「哲学研究員」)(11.0%)、大学教授(ここでの選択肢は「大学教員」)(23.8%)は必ずしも高いとは言えない。大学教員は同じ教育に関わる職業のうち、保育士(32.0%)、幼稚園教員(24.6%)、小学校教員(26.6%)、中学校・高校教員(29.1%)よりも専門職として認知されている割合が低い。大学教員は、確かに国家資格もなく、全国どこでも仕事を得られるような「手に職」を持っているとはいえない職業である。また、専門職論で挙げられることの多い専門職あるいは「確立した専門職」の特性である、「社会的威信が高い」(19.2%)、「職業団体がある」(7.3%)、「公共性がある」(11.9%)、「行動・倫理規範がある」(11.5%)などは、「専門職」のイメージとして10%台しか選択されていない。英米中心及び日本の社会学の専門職論で議論されてきた「専門職」像とは異なる像が結ばれていると言えよう。

そして、以上のことは専門職と学歴に関するとらえ方とも連動していると思われる。すなわち専門職に就くうえで「高い学歴(大学)が必要」(32.4%)と思う人と「学歴は関係ない」(31.4%)と思う人の割合は1%水準で有意差がなく拮抗しており、「高い学歴(大学院)が必要」と思う人は7.6%しかいない。筆者が調査⁸した

8 鶴沢由美子 2007「専門職とジェンダー—税理士と研究者の《場》における女性の位置づけとその変容の可能性」お茶の水女子大学大学院人間

税理士という職業は、本調査では「専門職」として認識される職業の8位であったが、インフォーマントによれば「大学院出は業界では『はしほう』と陰で言われている」とのことであった。「はしほう」とは「箸にも棒にもかからない」の意である。所定の大学院で必要な単位を取得すると税理士試験5科目のうち受験免除となる科目が生まれる。そういったルートで税理士になるのは、会計事務所を営んでいる税理士の子弟に多く、税法などの知識が不十分で使い物にならないという趣旨の発話であった。この税理士をはじめ、資格を取得するのに学歴不問である職業は、本調査で「専門職」としての認知度が高かった上位20位のうち、医師、正看護師等の医療関係と美容師以外、弁護士（2003年まで）や司法書士など10の職業が該当した。学歴を必要とする場合でも、大学卒業資格を必要とするのは医師、歯科医師、薬剤師、獣医師の4つに過ぎなかった。弁護士、裁判官、検察官といった法曹も2004年に法科大学院ができるまでは、学歴不問の職業であったのだ。大学院以上の高等教育を受けた確率が高いと考えられる「大学教員」が専門職として認知される比率が他の教育職に比べて高くないのも、大学院以上の学歴が専門職に必要とする割合が低いことと連動していると考えられる。

以上のように本調査の結果から、現代日本に

文化研究科学学位論文

引用文献

- 天野郁夫 2006『大学改革の社会学』玉川大学出版部
 天野正子 [1982]1984『転換期の女性と職業』（第2版）学文社。
 Becker, H.S., 1970, *Sociological Work*, Chicago: Aldine Publishing Company.

における「専門職」は、社会学における専門職論で議論されてきた「専門職」の特性とは重なるところもあるものの、異なる特徴を有していることが明らかとなった。「高等教育」に裏付けされた職業というアメリカにおける専門職の特徴とは異なり、現代日本においては、国家試験合格等をもって取得しうる確固とした「資格」が専門職としてのメルクマールであるといえるのではないだろうか。専門職に大学までの学歴が必要であるとする割合と学歴は関係ないとする割合は拮抗しており、大学院までの学歴、高等教育が必要であるとする比率は非常に低いということも、この認識の仕方を裏付けているものと思われる。

2003年の専門職大学院制度の発足を天野郁夫は「中途半端な第一歩」（天野郁夫 2006:143）とした。専門職に対し、このような認識が現代日本に広く共有されていることがわかると、専門職大学院の不振にも、政府の審議会等関係各局での議論の不十分さという点のみでなく新たな検討課題が見えてくるように思われる。現代日本における専門職への認識と専門職大学院についての検討は別稿に譲り、次の課題としたい。

なお、本調査研究は、文部科学省の科学研究費補助金基盤研究（C）「専門職とジェンダー—女性の位置づけと変容の可能性—」（課題番号25360054）の成果の一部である。謝してここに記したい。

- Ben=David,J., 1977 *Center of Learning: Britain, France, Germany, United States* McGraw-Hill.
 （天城勲監訳1982『学問の府—原点としての英仏独米の大学』サイマル出版会
 Freidson, E. [1986] 1988 *Professional Powers*. The University of Chicago Press (paperback edition).

橋本鉦一編著 2009『専門職養成の日本的構造』

玉川大学出版部

石村善助 1969『現代のプロフェッション』至誠堂.

Millerson, G. 1964 *The Qualifying Associations—A Study in Professionalization* Routledge.

宮田正夫 2002「看護職の専門化過程に関する若干の考察」『ソシオロジスト』4(1): 武蔵社会学会: 141-160.

中野進 2001「専門職医師の変容」『保健医療社会学論集』(12): 9-13.

Roos, P.A 2002 "Professions," *Encyclopedia of Sociology (Second Edition)* 3, Macmillan Reference: 2259-2265.

島村忠義・合田邦雄 2002「現代社会における医療従事者の専門職性に関する一考察」『関東学院大学文学部紀要』95: 163-176.

竹内洋 1971「専門職の社会学」『ソシオロジ』16(3): 45-66.

鶴沢由美子 2012「専門職 (profession) をめぐる研究の動向と今後の課題」明星大学社会学紀要 第32号 pp.27-42

Webページ

厚生労働省『生活衛生対策』「理容師・美容師免許の取得まで」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/riyoushi/index.html>

2015年12月9日アクセス

国土交通省『国家試験のご案内』「パイロットになるには」

<http://www.mlit.go.jp/about/file000041.html>

2015年12月9日アクセス

総務省消防庁『消防防災関係者の方へ』「よくあ

る質問とその答え」

<http://www.fdma.go.jp/concern/question/question04.html#q03>

2015年12月9日アクセス

総務省 e-Stat『政府統計の総合窓口』日本標準職業分類(平成21[2009]年12月統計基準設定)詳細情報」

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/BunruiSearchTop.do>

(2015年12月9日アクセス)

マクロミル『リサーチ用語・分析手法』「ランダマイズ」

<http://www.macromill.com/landing/words/a029.html>

2015年12月9日アクセス

文部科学省「専門職大学院の実態調査の結果概要〔暫定版〕」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/011/attach/1289537.htm

(2015年12月11日最終アクセス)

文部科学省「法科大学院における入学者選抜における平成27年度の状況」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2015/07/10/1359837_09.pdf#search='%E6%B3%95%E7%A7%91%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E9%99%A2+%E5%AE%9A%E5%93%A1%E5%85%85%E8%B6%B3%E7%8E%87+%E5%B9%B3%E6%88%9027%E5%B9%B4%E5%BA%A6'

2015年12月11日アクセス

(うざわ ゆみこ、本学科准教授)